

高知県産業廃棄物処理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業者及び処理業者（以下「事業者等」という。）が産業廃棄物の処理を行う場合に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に定めるもののほか、産業廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに産業経済活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 法第2条第4項及び第5項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 事業者 産業廃棄物を排出する事業者をいう。
- (3) 処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可を受けようとする者及び既に許可を受けている者をいう。
- (4) 中間処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設及び処理業者が業の用に供するために設置（既存施設の転用を含む。以下同じ。）する政令第7条第1号から第13号の2までに定める規模に満たない施設（以下「小規模中間処理業施設」という。）をいう。
- (5) 最終処分場 政令第7条第14号に掲げる施設をいう。
- (6) 事前協議書 第7条第1項に規定する協議書をいう。
- (7) 関係市町村 中間処理施設及び最終処分場の設置市町村又は第6条各号に規定する区域を管轄する市町村をいう。

(事業者等の責務)

第3条 事業者等は、中間処理施設及び最終処分場の設置等に関する事前協議書の策定に当たっては、事前に関係市町村への説明を行うとともに、他法令等の規制がある場合はその解除等の手続を取るものとする。

2 県、市町村等が実施する公共事業に係る発注者は、仕様書にマニフェストシステムによる産業廃棄物の処理を明記するものとする。

(市町村との連携)

第4条 県は、市町村と密接な連携を図るとともに、その協力を得て、産業廃棄物処理行政を推進するものとする。

(立地基準)

第5条 事業者等は、次の各号に掲げる地（区）域には、原則として最終処分場を設置してはならないものとする。

- (1) 自然公園特別地域
- (2) 自然環境保全地域
- (3) 地すべり防止区域

- (4) 急傾斜地崩壊危険区域
- (5) 保安林
- (6) 水道の取水地点から上流1000メートル以内の区域。ただし、当該区域以外の区域であっても水道水源を汚染することが明らかな場合は、設置してはならない。

(地域住民等の同意)

第6条 事業者等は、中間処理施設又は最終処分場を設置する場合は、次の各号に掲げる者に対し、事業内容の説明を行うとともに、同意を得るものとする。

- (1) 設置しようとする中間処理施設又は最終処分場の敷地となる筆（次号において「事業用地」という。）に隣接する土地の所有者及び使用権限を有する者
- (2) 事業用地の境界から300メートル以内（最終処分場にあつては500メートル以内）に居住する各戸の代表者の2／3以上の者又はその地域の代表者
- (3) 最終処分場からの排水を公共用水域に放流する場合は、放流地点から下流500メートル以内の水利権者

(事前協議)

第7条 事業者等は、中間処理施設及び最終処分場を設置し、又はその位置、構造若しくは規模の変更を行う場合は、事前に、事前協議書（第1号様式）を知事に提出し、協議するものとする。

2 前項の協議内容に変更があった場合は、新たに事前協議書を作成し、知事に提出するものとする。

(産業廃棄物の最終処分場の災害防止計画)

第8条 最終処分場の設置に際しては、次に掲げる災害防止のための計画を定めて、事前協議書に添付するものとする。

- (1) 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項
- (2) 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
- (3) 火災の発生の防止に関する事項
- (4) その他最終処分場に係る災害防止に関する事項

(関係市町村長等に対する照会)

第9条 知事は、事業者等から事前協議書が提出された場合は、当該協議書の内容を関係市町村長に照会し、関係法令との整合性等について意見を求めるものとする。（第2号様式）

2 知事は、事前協議書の内容について、他法令等の規制の有無等を関係部局に照会するものとする。（第3号様式）

(事前協議内容の変更等の勧告)

第10条 知事は、事前協議の内容に変更を要する場合又は計画の廃止が相当と認める場合は、事業者等に協議内容の変更又は計画の廃止の勧告を行うとともに、その写しを関係市町村長に送付するものとする。（第4号様式）

2 事業者等は、協議内容の変更の勧告を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、その結果を知事に報告するものとする。（第5号様式）

3 知事は、前項の報告において、勧告事項が改善されていないと認める場合は、当該計画の廃止の勧

告を行うとともに、事前協議書を事業者等に返却するものとする。

(事前協議書の取り下げ)

第11条 事業者等は、次に掲げる場合には、事前協議書を取り下げるものとする。(第6号様式)

- (1) 前条第1項の変更の勧告に対し、必要な措置を講ずることができない場合
- (2) 第7条第1項の規定により提出した事前協議書の内容を変更又は廃止する場合

(事前協議の完了)

第12条 知事は、事前協議の内容に支障がないと認める場合又は勧告により事前協議内容の変更の勧告が改善されたと認めた場合は、事前協議完了通知書(第7号様式)を事業者等に送付し、併せてその写しを関係市町村長に送付するものとする。

(県外産業廃棄物処理(受託)協議)

第13条 高知県の区域外の事業場で発生した産業廃棄物(以下「県外産業廃棄物」という。)を高知県の区域内(高知市の区域を除く。)において処理(積卸しを伴わない運搬を除く。)しようとする者は、あらかじめ、県外産業廃棄物処理(受託)協議書(第8号様式)を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 国の認定、指定、許可等を受けて県外産業廃棄物を処理するときは、前項の承認を受けたものとみなす。
- 3 第1項の協議書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、協議を行おうとする者が政令第6条の9第2号、政令第6条の11第2号、政令第6条の13第2号又は政令第6条の14第2号に規定する者である場合については、第1号の書類を省略することができるものとする。
 - (1) 産業廃棄物成分表(第8号様式別添1)(処理する廃棄物に政令第2条の4第5号に規定する物質を含む場合は、同号に規定する特定有害産業廃棄物に該当しないことを証明するために添付すること。)
 - (2) 事業者の誓約書(第8号様式別添2)
- 4 第1項の知事の承認期間は、5年を限度とする。

(県外産業廃棄物の搬入に係る指導及び勧告並びに協議の取消し)

第14条 知事は、前条第1項の規定に基づく協議があった場合には、審査後その結果を当該協議を行った者(以下「協議者」という。)に通知するものとする。(第9号様式)

- 2 知事は、この要綱の目的を達成するうえで支障があると認められる場合には、協議者に対し、県外産業廃棄物の搬入量、搬入期間、種類その他の事項についての変更又は県外産業廃棄物の搬入の禁止の勧告を行うものとする。(第10号様式)
- 3 協議者は、前項の変更の勧告を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、その結果を知事に報告するものとする。(第11号様式)
- 4 知事は、前項の報告において、勧告事項が改善されていないと認める場合は、計画の廃止の勧告を行うとともに、県外産業廃棄物処理(受託)協議書を協議者に返却するものとする。
- 5 知事は、県外産業廃棄物処理(受託)協議の承認後に承認内容に違反する事由を確認した場合は、承認を取り消し、その旨を公表することができる。

(実績報告書の提出)

第15条 第13条第1項又は第2項の規定により知事の承認を受けて県外産業廃棄物の処理を行った者は、その年度における県外産業廃棄物の処分又は保管の状況を記載した県外産業廃棄物受託実績報告書（第12号様式）を作成し、翌年度の6月30日までに知事に提出するものとする。ただし、その他の方法により実績を報告した場合については、この限りでない。

(県外産業廃棄物処理（受託）協議内容の変更等)

第16条 協議者は、第13条第1項に基づく協議内容に変更があった場合は、県外産業廃棄物処理（受託）変更協議書（第13号様式）を作成し、知事に提出するものとする。

2 前項の協議書には、第13条第3項に規定する書類を添付しなければならない。ただし、同項第1号に規定する書類については、前回の協議と変更がない場合は省略できるものとする。

3 第1項の知事の承認期間は、変更協議前の承認期日までを限度とする。

4 前3項の規定にかかわらず、協議者は、県外産業廃棄物処理（受託）の廃止及び次に掲げる軽微な変更については、県外産業廃棄物処理（受託）の軽微変更・廃止届出書（第14号様式）を作成し、知事に提出することとする。

- (1) 協議者の氏名又は名称及び住所又は住居表示
- (2) 収集運搬業者の追加及び減少
- (3) 排出事業者の事業場の名称及び住所又は住居表示
- (4) 年度処理（受託）上限数量の減少

(環境調査)

第17条 事業者等は、中間処理施設及び最終処分場を設置しようとする場合は、事前に別表1に掲げる項目について環境調査を行い、周辺の環境に与える影響の予測・検討を行うものとする。

(申請書等の告示及び縦覧)

第18条 法第15条第4項前段に規定する告示の方式は、高知県告示公告式（昭和25年8月高知県告示第375号）による。

2 法第15条第4項後段に規定する縦覧の場所は、環境対策課及び産業廃棄物処理施設の設置予定場所を管轄する福祉保健所において行うものとする。

(市町村長の意見聴取)

第19条 法第15条第5項に規定する知事が指定する市町村長の意見聴取の期間は、同条第6項に規定する利害関係者の意見書提出期限までの間とする。

(工事完了検査等)

第20条 事業者等は、小規模中間処理業施設について、設置工事等が完了したときは、工事完了報告書（第15号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は、必要に応じて前項の産業廃棄物の処理施設の設置工事等に関して中間検査を行い、前項の報告書の提出があったときは、速やかに工事完了の検査を行うものとする。

3 知事は、工事完了の検査を行った結果、事業者等に指示事項がないと認められるときは、検査済証を交付するものとする。

(許可申請の時期)

第21条 小規模中間処理業施設については、法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項に規定する許可申請は、前条第3項の工事完了の検査済証の交付を受けた後に行うものとする。

(事故の措置)

第22条 事業者等は、産業廃棄物の処理施設等その他関連施設の故障、破損等により事故が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、速やかにその状況を知事及び関係市町村長に報告するものとする。

2 事業者等は、前項に規定する場合において、知事が事故の拡大又は再発防止のために必要な措置を講ずべき旨を指示したときは、これに従うものとする。

(廃止又は休止)

第23条 事業者等は、小規模中間処理業施設の一部若しくは全部を廃止し、又は休止したときは、30日以内に小規模中間処理業施設廃止（休止）届出書（第16号様式）を知事に提出するものとする。ただし、法に基づく申請又は届出をした場合は、この限りでない。

(指導に従わない者に対する措置)

第24条 知事は、この要綱に基づく勧告に従わない事業者等については、必要に応じて内容を公表するものとする。

(書類の提出)

第25条 この要綱の規定に定める知事に提出する書類の部数は各3部とし、設置しようとする産業廃棄物の処理施設の所在地を管轄する福祉保健所長を経由して提出するものとする。

(国等に関する特例)

第26条 国又は地方公共団体及びこれらに準ずる公益法人が産業廃棄物の処理施設を設置しようとするときは、この要綱の規定にかかわらず、知事との協議により行うものとする。

(委任)

第27条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成3年3月15日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、既に存する産業廃棄物処理施設及び既に事業計画書の提出されている産業廃棄物処理施設については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成5年6月15日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、既に存する小規模自己処分場については、この要綱施行の日から6カ月以内に第19条に掲げる様式に基づいて知事に届け出るものとする。

2 知事は、届出に基づいて、小規模自己処分場の検査を行った結果、事業者に指示事項がないと認めるときは、検査済証を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成10年6月17日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行日前に、この要綱による改正前の要項（以下「旧要綱」という。）第19条の規定により届出のあった小規模自己処分場等については、旧要綱第18条、第24条及び第26条の規定は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行日前に、第13条第1項の規定により知事の承認を得た県外産業廃棄物処理（受託）協議についても、改正後の要綱の第14条の2及び第15条の規定を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成25年8月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年4月13日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行日前に、第13条第1項の規定により知事の承認を得た県外産業廃棄物処理（受託）協議についても、改正後の要綱の第14条の2及び第15条の規定を適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。